

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		こども医療費受給資格登録申請書台帳	
市の機関の名称		市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		健康福祉部子ども未来課	
個人情報ファイルの利用目的		蕨市こども医療支給費に関する条例に規定する事務を執行するため	
個人情報ファイルに記録される項目（記録項目）		受給資格者氏名、対象児名、受給資格証番号、受給資格者住所、受給資格者生年月日、受給資格者性別、電話番号、対象児保険区別・保険番号・保険者名、附加給付有無、振込口座情報、対象児性別、続柄、住民登録年月日、資格喪失年月日、備考	
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）		蕨市こども医療費支給に関する条例に基づくこども医療費受給登録者	
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法		本人	
要配慮個人情報が含まれるときにはその旨		含まない	
記録情報を当該市の機関以外のものに経常的に提供する場合にはその提供先		—	
開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称及び所在地	担当課名	総務部庶務課	
	所在地	〒335-8501 埼玉県蕨市中央 5-14-15	
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続	根拠法令	—	
	内容	—	
電子計算機処理に係る個人情報ファイル（電算処理ファイル）又はマニュアル処理に係る個人情報ファイル（マニュアル処理ファイル）の別		☒ 電算処理ファイル ☐ マニュアル処理ファイル	
電算処理ファイルである場合、利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無		☒ 有り ☐ 無し	
(備考)			

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		留守家庭児童指導室管理システム	
市の機関の名称		市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		健康福祉部子ども未来課	
個人情報ファイルの利用目的		留守家庭児童指導室の業務全般	
個人情報ファイルに記録される項目（記録項目）		氏名、生年月日、住所、電話番号、性別、家族状況、続柄、学校名、学年、留守家庭児童指導室の希望期間、希望の留守家庭児童指導室、世帯の市県民税額、所得税額、月額 of 保育料、納期限、徴収階層、口座の登録（金融機関、支店、口座種別、口座番号、名義人）、収納状況	
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）		留守家庭児童指導室の申込者（申請時～卒室まで）	
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法		保護者より直接収集。	
要配慮個人情報が含まれるときにはその旨		含まない	
記録情報を当該市の機関以外のものに経常的に提供する場合にはその提供先		—	
開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称及び所在地	担当課名	総務部庶務課	
	所在地	〒335-8501 埼玉県蕨市中央 5-14-15	
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續	根拠法令	—	
	内容	—	
電子計算機処理に係る個人情報ファイル（電算処理ファイル）又はマニュアル処理に係る個人情報ファイル（マニュアル処理ファイル）の別		☒ 電算処理ファイル ☐ マニュアル処理ファイル	
電算処理ファイルである場合、利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無		☒ あり ☐ なし	
(備考)			

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		児童扶養手当受給者台帳	
市の機関の名称		市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		健康福祉部子ども未来課	
個人情報ファイルの利用目的		児童扶養手当法に規定する事務を執行するため	
個人情報ファイルに記録される項目（記録項目）		住民コード、証書番号、氏名、性別、生年月日、郵便番号・住所、受給者区分、電話番号、支払金融機関情報（金融機関名・金融機関コード・支店名・支店コード・口座種別・口座番号・口座名義人氏名）、認定年月日、請求年月日、支給開始年月、消滅年月日、続柄、同居・別居の別、障害の有無、再診日、非該当予定日、事由発生日、父または母氏名、所得状況、一部支給適用除外の適用の有無、公的年金の年額、公的年金の対象期間、手当月額、手当月額改定履歴、支払履歴	
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）		児童扶養手当の受給者、対象児童、同居している親族（受給者から直径三親等以内）、受給者の配偶者（受給者の申請理由が「障害」の場合のみ）	
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法		■ 本人から提供 ■ 本人以外からの提供 ※根拠法令等：児童手当法第 30 条、児童扶養手当法施行規則第 26 条)	
要配慮個人情報が含まれるときにはその旨		含む	
記録情報を当該市の機関以外のものに経常的に提供する場合にはその提供先		受給者が転出した先の自治体	
開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称及び所在地	担当課名	総務部庶務課	
	所在地	〒335-8501 埼玉県蔵市中央 5-14-15	
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続	根拠法令	－	
	内 容	－	
電子計算機処理に係る個人情報ファイル（電算処理ファイル）又はマニュアル処理に係る個人情報ファイル（マニュアル処理ファイル）の別		☒ 電算処理ファイル ☐ マニュアル処理ファイル	
電算処理ファイルである場合、利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無		☐ 有り ☒ 無し	
(備考)			

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		保育業務システム
市の機関の名称		市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		健康福祉部子ども未来課
個人情報ファイルの利用目的		児童福祉法に規定する事務を執行するため
個人情報ファイルに記録される項目（記録項目）		氏名、生年月日、住所、性別、電話番号、職業、勤務先名、勤務先電話番号、勤務先住所、保育指数、保育園入所申請日・入所希望日・入所日・退所日・保育園名、住民税額（均等割、所得割）、所得税額、生活保護該当、保育料、徴収階層、口座の登録（金融機関、支店、口座種別、口座番号、名義人）、収納状況、障害状況
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）		保育園等入園申込者（在園者、卒園者含む）
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法		対象児童の保護者から直接収集。 他の地方公共団体からの通知。
要配慮個人情報が含まれるときにはその旨		含む
記録情報を当該市の機関以外のものに経常的に提供する場合にはその提供先		児童が在園する蕨市内私立保育所・小規模保育園 児童が蕨市外の保育所等に在園する場合、その施設および施設が所在する市区町村
開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称及び所在地	担当課名	総務部庶務課
	所在地	〒335-8501 埼玉県蕨市中央 5-14-15
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続	根拠法令	—
	内 容	—
電子計算機処理に係る個人情報ファイル（電算処理ファイル）又はマニュアル処理に係る個人情報ファイル（マニュアル処理ファイル）の別		☒ 電算処理ファイル ☐ マニュアル処理ファイル
電算処理ファイルである場合、利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無		☒ 有り ☐ 無し
(備考)		

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		こども医療費支給データ
市の機関の名称		市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		健康福祉部子ども未来課
個人情報ファイルの利用目的		蕨市こども医療費支給に関する条例に規定する事務を執行するため
個人情報ファイルに記録される項目（記録項目）		氏名、住所、方書、性別、年齢、生年月日、事業、請求区分、給付種類、受付番号、診療年月、受給者番号、資格決定日、資格喪失日、請求日、決定日、決定区分、支払区分、診療期間、様式区分、医療機関、施術者、保険者番号、記号、番号、本人区分、退職区分、親子区分、課税・非課税、入院区分、実日数、保険点数、一部負担金、食事療養費、自己負担額、高額医療費、附加給付額、支給決定額
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）		蕨市こども医療費支給に関する条例に基づくこども医療費支給データ
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法		本人、国民健康保険団体連合会、社会保険診療報酬支払基金
要配慮個人情報が含まれるときにはその旨		含む
記録情報を当該市の機関以外のものに経常的に提供する場合にはその提供先		－
開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称及び所在地	担当課名	総務部庶務課
	所在地	〒335-8501 埼玉県蕨市中央 5-14-15
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続	根拠法令	－
	内 容	－
電子計算機処理に係る個人情報ファイル（電算処理ファイル）又はマニュアル処理に係る個人情報ファイル（マニュアル処理ファイル）の別		☒ 電算処理ファイル ☐ マニュアル処理ファイル
電算処理ファイルである場合、利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無		☒ 有り ☐ 無し
(備考)		

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		ひとり親家庭等医療費支給データ
市の機関の名称		市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		健康福祉部子ども未来課
個人情報ファイルの利用目的		蕨市ひとり親家庭等医療費支給に関する条例に規定する事務を執行するため
個人情報ファイルに記録される項目（記録項目）		氏名、住所、方書、性別、年齢、生年月日、事業、請求区分、給付種類、受付番号、診療年月、受給者番号、資格決定日、資格喪失日、請求日、決定日、決定区分、支払区分、診療期間、様式区分、医療機関、施術者、保険者番号、記号、番号、本人区分、退職区分、親子区分、課税・非課税、入院区分、実日数、保険点数、一部負担金、食事療養費、自己負担額、高額医療費、附加給付額、支給決定額
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）		蕨市ひとり親家庭等医療費支給に関する条例に基づくひとり親家庭等医療費支給データ
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法		本人、国民健康保険団体連合会、社会保険診療報酬支払基金
要配慮個人情報が含まれるときにはその旨		含む
記録情報を当該市の機関以外のものに経常的に提供する場合にはその提供先		—
開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称及び所在地	担当課名	総務部庶務課
	所在地	〒335-8501 埼玉県蕨市中央 5-14-15
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続	根拠法令	—
	内 容	—
電子計算機処理に係る個人情報ファイル（電算処理ファイル）又はマニュアル処理に係る個人情報ファイル（マニュアル処理ファイル）の別		☒ 電算処理ファイル ☐ マニュアル処理ファイル
電算処理ファイルである場合、利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無		☒ 有り ☐ 無し
（備考）		

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		児童手当受給者台帳
市の機関の名称		市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		健康福祉部子ども未来課
個人情報ファイルの利用目的		児童手当法に規定する事務を執行するため
個人情報ファイルに記録される項目（記録項目）		住民コード、氏名、性別、生年月日、郵便番号・住所、電話番号、配偶者の有無、加入年金種類、手当の支払先金融機関情報（金融機関名・金融機関コード・支店名・支店コード・口座種別・口座番号・口座名義人氏名） 認定番号、被用者・非被用者の別、続柄、同居・別居の別、監護の有無、生計関係、手当区分、所得及び扶養人数 認定年月日、支給開始年月、資格喪失年月日、資格喪失事由、支給状況、手当月額、手当月額改定履歴
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）		児童手当の受給者、受給者の配偶者、対象児童
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法		☒ 本人から提供 ☒ 本人以外からの提供 ※根拠法令等：児童手当法第 28 条、児童手当法施行規則第 11 条）
要配慮個人情報が含まれるときにはその旨		含まない
記録情報を当該市の機関以外のものに経常的に提供する場合にはその提供先		—
開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称及び所在地	担当課名	総務部庶務課
	所在地	〒335-8501 埼玉県蕨市中央 5-14-15
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続	根拠法令	—
	内容	—
電子計算機処理に係る個人情報ファイル（電算処理ファイル）又はマニュアル処理に係る個人情報ファイル（マニュアル処理ファイル）の別		☒ 電算処理ファイル ☐ マニュアル処理ファイル
電算処理ファイルである場合、利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無		☒ なし ☐ あり

様式第 1 号（第 3 条関係）

（備考）

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書 兼受給者台帳	
市の機関の名称		市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		健康福祉部子ども未来課	
個人情報ファイルの利用目的		蕨市ひとり親家庭等医療費に関する条例に規定する事務を執行するため	
個人情報ファイルに記録される項目（記録項目）		申請者氏名、対象児名、受給資格証番号、受給資格者住所、受給資格者生年月日、受給資格者性別、電話番号、勤務先、生活保護の有無、児童扶養手当の有無、対象児保険区別・保険番号・保険者名、附加給付有無、振込口座情報、対象児性別、続柄、児童の障害状況	
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）		蕨市ひとり親家庭等医療費支給に関する条例に基づくひとり親家庭等医療費申請者及び対象児童	
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法		本人	
要配慮個人情報が含まれるときにはその旨		含む	
記録情報を当該市の機関以外のものに経常的に提供する場合にはその提供先		—	
開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称及び所在地	担当課名	総務部庶務課	
	所在地	〒335-8501 埼玉県蕨市中央 5-14-15	
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続	根拠法令	—	
	内 容	—	
電子計算機処理に係る個人情報ファイル（電算処理ファイル）又はマニュアル処理に係る個人情報ファイル（マニュアル処理ファイル）の別		☒ 電算処理ファイル ☐ マニュアル処理ファイル	
電算処理ファイルである場合、利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無		☒ 有り ☐ 無し	
(備考)			